

国際条約・国際機関等の概要

生物多様性条約(CBD)

・正式名称

生物の多様性に関する条約

・採択

1992年5月

(条約発効・国内発効は1993年12月)

・締約国数

196カ国・地域 (2025年8月現在)

・内容

生物の多様性の保全、その構成要素の持続可能な利用及び遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ平衡な配分を実現することを目的とする。それらの目的を達成するための措置として、生物多様性国家戦略の策定、重要な地域・種の特定とモニタリング、生息域内外での保全のための措置、環境影響評価の実施、持続可能な利用のための措置、遺伝資源の利用による利益の公正かつ平衡な配分、多様性保全のための技術移転、資金供与のメカニズム、バイオテクノロジーの安全性等に関して規定されている。条約や締約国会議での決議に基づきクリアリング・ハウス・メカニズム(CHM)、世界分類学イニシアティブ(GTI)等の取組が進められている。

2022年12月に開催された第15回締約国会議第二部(COP15.2)において、愛知目標の後継となる2030年に向けた新たな世界目標、「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択された。

これを受け、2030年までのネイチャーポジティブの実現に向け、生物多様性・自然資本を守り活用するための戦略、「生物多様性国家戦略2023-2030」を閣議決定した。

生物多様性条約カルタヘナ議定書

・正式名称

生物の多様性に関する条約のバイオセーフティに関するカルタヘナ議定書

・採択

2000年1月

(発効は2003年9月・国内発効は2004年2月)

・締約国数

173カ国・地域 (2025年7月現在)

・内容

生物多様性条約に基づく議定書。遺伝子組換え生物等(LMO)の国境を越える移動に先立ち、輸入国がLMOによる生物多様性の保全及び持続可能な利用への影響を評価し、輸入の可否を決定するための手続きなど、国際的な枠組みを定めたもの。

2010年に愛知県名古屋市で開催された第5回締約国会議において、「バイオセーフティに関するカルタヘナ議定書の責任及び救済に関する名古屋・クアランプール補足議定書」が採択され、わが国は2012年3月に署名。補足議定書では、LMOの国境を越える移動により、生物多様性の保全及び持続可能な利用に損害が生じた場合の責任と救済に関して、締約国が講ずるべき措置を規定している。

※議定書の国内担保法：「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律(環境、財務、文部科学、厚生労働、農林水産、経済産業の6省共管)

生物多様性条約名古屋議定書

・正式名称

生物の多様性に関する条約の遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する名古屋議定書

・採択

2010年10月
(発効は2014年10月・国内発効は2017年8月)

・締約国数

141カ国・地域(2024年7月現在)

・内容

生物多様性条約に基づく議定書。遺伝資源へのアクセスとその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分(ABS)の適正な実施のために、遺伝資源の提供国及び利用国が講ずるべき措置等、国際的な枠組みを定めたもの。

わが国は2011年5月に名古屋議定書に署名。その後、わが国の遺伝資源の利用実態及び他の措置内容を踏まえて国内措置について検討を行い、2017年5月に「遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する指針(ABS指針)」を公布し(財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省及び環境省の共同告示)、同月に議定書を締結した。さらに、同年8月の名古屋議定書の国内発効とともに、ABS指針が施行された。

ABS指針では、名古屋議定書の枠組みに基づいて議定書締約国から取得された遺伝資源について、取得や利用の報告等について定めている。

SATOYAMAイニシアティブ国際パートナーシップ(IPSI)

・設立

2010年

・参加団体数

22カ国の政府機関を含む343団体
(2025年8月現在)

・内容

「自然共生社会の実現」という長期目標に基づき、二次的自然環境における自然資源の持続可能な利用・管理を進めるための取組「SATOYAMAイニシアティブ」を推進するため、環境省を含む51の団体の参加により生物多様性条約第10回締約国会議(以下、COP10)の機会に発足した枠組みで、参加団体間の情報共有や連携した活動の促進を行なっている。なお、同イニシアティブは、環境省が国連大学高等研究所(現 国連大学サステイナビリティ高等研究所)と連携して提唱し、その推進がCOP10で採択された。事務局は、国連大学サステイナビリティ高等研究所(東京・青山)にある。

生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学－政策プラットフォーム (IPBES)

・設立

2012年

・加盟国数

150カ国(2025年8月現在)

・内容

生物多様性と生態系サービスに関する動向を科学的に評価し、科学と政策のつながりを強化する政府間のプラットフォームとして、2012年4月21日に94カ国政府による法的拘束力のない決議の採択を通して正式に設立された。科学的評価、能力開発、知見生成、政策立案支援の4つの機能を柱としている。

これまで、「花粉媒介・食糧生産に関する報告書」、「生物多様性・生態系サービスに関する地域別報告書」、「土地劣化と再生に関する報告書」、「生物多様性・生態系サービスに関する地球規模報告書」「侵略的外来種とその管理に関する報告書」等が作成されている。

地球規模生物多様性情報機構(GBIF)

・設立

2001年3月正式発足

・内容

1999年のOECD科学技術政策委員会における議論を踏まえて設立された、生物多様性に関する情報を世界各地の拠点(ノード)で分散的に集積し、ネットワークを通じて全世界的に利用することを目的とする国際協力による科学プロジェクト。種や標本データをはじめとする多様な生物多様性情報を集積している。情報件数は25(2023年8月現在)億件を超える、世界最大の規模を誇る。地球規模の生物多様性観測ネットワークであるGEO-BONの観測情報の格納先ともなっており、IPBESによる生物多様性の評価等の進展等に対しても貢献している。

わが国では、関連省庁の連絡調整の場として、GBIF関係省庁連絡会を設置。また、国内における生物多様性情報の収集等に関する連絡調整の場として、国内の関係者等から構成される「日本生物多様性情報イニシアチブ」(旧GBIF日本ノード)が窓口となってGBIFにデータ提供されています。

ワシントン条約(CITES)

・正式名称

絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約

・採択

1973年3月、1975年7月発効
(国内発効は1980年11月)

・締約国数

183カ国及び欧州連合
(2024年7月現在)

・内容

野生動植物の国際取引の規制を輸入国と輸出国が協力して実施することにより、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保護を図ることを目的とする。規制対象の野生動植物は絶滅のおそれの高いものから附属書Ⅰ、Ⅱ、Ⅲに区分されている。Ⅰに掲載されたものは商業目的の国際取引は禁止され、学術目的の国際取引にも輸出国と輸入国の政府が発行する許可書が必要となる。Ⅱ、Ⅲに掲載されたものは、商業目的の国際取引は可能だが、輸出国の政府が発行する許可書が必要となる。

環境省は条約上、陸上の動物についての科学当局であるとともに、国内においての関係省庁連絡会議の議長役を務めている。また、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」により、国際希少野生動植物種(ワシントン条約附属書Ⅰの動植物及び米、豪、露との渡り鳥等保護条約・協定通報種)等を対象として国内における譲渡し等を規制している。

2~3年ごとに開催される締約国会議では、附属書の改正が審議されるほか、附属書掲載種の取引と保全に関する決議等の採択が検討される。

二国間渡り鳥等保護条約、協定等

・正式名称

・採択

- ① 日米渡り鳥等保護条約
採択：1972年3月 発効：1974年9月
- ② 日豪渡り鳥等保護協定
採択：1974年2月 発効：1981年4月
- ③ 日中渡り鳥保護協定
採択：1981年3月 発効：1981年6月
- ④ 日ロ渡り鳥等保護条約
採択：1973年10月 発効：1988年12月

・内容

渡り鳥の捕獲等の規制、絶滅のおそれのある鳥類の保護(日中をのぞく)及びそれらの鳥類の生息環境の保護等を目的とする。

条約等に基づく会議は、それぞれ概ね2年ごとに日本、相手国交互に開催されている。

なお、韓国との間でも、日韓環境保護協力協定に基づいた渡り鳥保護協力体制構築プロジェクトとして定期会合、共同調査等を行っており、渡り鳥条約・協定の締結交渉に向けた準備を進めていく。

東アジア・オーストラリア地域フライ ウェイ・パートナーシップ(EAAFP)

・設立

2006年

・内容

「アジア・太平洋地域渡り性水鳥保全戦略」(1996-2006)の成果を踏まえ、アジア太平洋地域における渡り性水鳥及びその生息地の保全に関する国際協力の一層の推進を図るため、日豪政府のイニシアティブにより発足したもの。渡り性水鳥の重要な生息地ネットワークの構築、その普及啓発及び保全活動の促進等を行う。

※我が国もパートナーとして参加しているとともに、全国34カ所の渡り性水鳥の生息地が、EAAFPのネットワーク参加地として登録している(2024年7月現在)。

ラムサール条約

・正式名称

特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約

・採択

1971年2月、1975年12月発効
(国内発効は1980年10月)

・締約国数

172カ国(2024年7月現在)

・内容

特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地及びそこに生息・生育する動植物の保全を促進すること、湿地の適正な利用を進めることを目的とする。締約国はその領域内にある国際的に重要な湿地

を指定・登録する(ラムサール条約湿地)とともに、湿原及びその動植物、特に水鳥の保全を促進するための措置をとる。締約国は加入に際して1つ以上の湿地を登録する義務があり、我が国は1980年の加入と同時に北海道の釧路湿原を登録した。

国際湿地保全連合(WI)

・設立

1995年

・内容

国際水禽湿地調査局(IWRB)の後任機関として、湿地の維持・回復のため、湿地の保護活動、調査、情報収集等によりその保全を図ることを目的とし、1995年10月、マレーシアにおいて「IWRB」「アジア湿地局(AWB)」「ウェットランド・フォー・アメリカ(WA)」の合同会議が開催され、設立された。

調整機関の設置、会議(年1回)、国際条約の発展援助、湿地の保護及び調査機関情報の普及、政府・行政機関に対する提案、関係国際機関との共同事業の実施等を行っている。

※我が国もメンバーである。

国際自然保護連合(IUCN)

・設立

1948年

・内容

自然の保護と天然資源の保全に关心を持つ各国の政府機関、国内及び国際NGOなどの関係者の協力を進めることを目的として1948年に設立された国際団体で、本部はスイスのグランに置かれている。自然保護に関する情報交換、調査研究、啓発活動を幅広く行っているが、具体的にはレッドリスト、国連保護地域リストの作成、世界遺産条約、生物多様性条約、ワシントン条約などへの情報提供、政府とNGOの対話の場の提供、開発途上国に関する支援などを行ってきた。4年ごとに総会を開いて、関係方面への勧告や助言を行っている。

世界遺産条約

・正式名称

世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する
条約

・採択

1972年11月16日
(国内発効は1992年9月)

・締約国数

194カ国(2022年5月現在)

・内容

世界の文化遺産及び自然遺産を保護するため、
保護を図るべき遺産の一覧表(世界遺産一覧表)
を作成し、締約国の拠出金から成る世界遺産基金
により、各国が行う保護対策を援助すること等を規
定している。締約国は、自国の自然等の中から遺
産としてふさわしい区域を推薦する他、自国及び他
国の遺産を保護する等の努力義務を負う。2021
年8月現在、イエローストーン国立公園(米国)や
ベルサイユ宮殿(フランス)など1,154カ所(自然
218、文化897、複合39)が世界遺産一覧表に
記載されている。

砂漠化対処条約

・正式名称

深刻な干ばつ又は砂漠化に直面する国(特にア
フリカの国)において砂漠化に対処するための国際
連合条約

・採択

1994年6月、1996年12月発効
(国内発効は1998年10月)

・締約国数

196カ国と欧州連合(2025年7月現在)

・内容

「砂漠化の影響を受ける地域における持続可能
な開発の達成に寄与するため、深刻な干ばつ又は
砂漠化に直面する国(特にアフリカの国)において
砂漠化に対処し及び干ばつの影響を緩和すること」
を目的としており、深刻な干ばつ又は砂漠化に直面
する国(特にアフリカの国)や地域が砂漠化に対処
するために行動計画を作成し及び実施すること、
また、そのような取組を先進締約国が支援すること
等について規定している。

南極条約環境保護議定書

・正式名称

環境保護に関する南極条約議定書

・採択

1991年10月、1998年1月発効
(国内発効は1998年1月)

・締約国数

42カ国 (2025年7月現在)

・内容

南極条約に基づく議定書。南極地域を平和及び
科学に貢献する自然保護地域として位置づけ、
その環境と生態系の包括的な保護を図ることを目的
とし、1991年に南極条約特別協議国会議にお
いて採択された。「南極条約議定書」と略称されたり
、採択地名より「マドリッド議定書」と呼ばれたりす
ることもある。日本は、1997年に国内法として「南
極地域の環境の保護に関する法律」を制定し、議
定書の規定を担保している。

国際サンゴ礁イニシアティブ(ICRI)

・内容

日米コモンアジェンダの一部として取り上げられたことを契機に、豪州等の協力を得て1994年に開始された、サンゴ礁保全のための国際取組の促進を目的とする枠組み。

わが国は設立国の一として、これまで積極的にICRIを推進している。特に、アジア地域のサンゴ礁保全のための取組を重点的に推進しており、2010年には「東アジア地域サンゴ礁保護区ネットワーク戦略2010」が策定され、その後も当戦略の実施フォローアップのための東アジア地域会合が開催されている。

また、2000年5月、東アジア地域におけるサンゴ礁モニタリングネットワークの拠点として、沖縄県石垣市に「国際サンゴ礁研究・モニタリングセンター」を開設し、2001年、太平洋地域におけるモニタリングネットワークの拠点としてJICAの無償資金協力により、パラオに「国際サンゴ礁センター」を建設した。

アジア保護地域パートナーシップ (APAP)

・設立

2014年

・参加団体数

17カ国22機関(2025年7月現在)

・内容

2013年11月に仙台市で開催した第1回アジア国立公園会議を機に、わが国が主導的な役割を果たすことにより設立された、国立公園等の保護地域に関するアジアの連携を推進するための枠組み。

具体的な取組として、アジア各国の保護地域に関する情報及び知見の共有等を行うワークショップの開催等を毎年実施している。

2014年11月に豪州・シドニーで開催された第6回世界国立公園会議の中で設立セレモニーを実施し、わが国を含む6カ国の参加を得て発足した。

事務局はIUCNアジア地域事務所(タイ・バンコク)。

また、IUCNアジア地域事務所及び参加国の代表(交代制)を共同議長とする運営委員会が設置されている。日本が初代の議長国をつとめた。

保護地の管理等に関する技術ワークショップを開催しているほか、WEBサイトや国際会議、サイドイベント等での情報発信も行っている。

南極条約

・正式名称

南極条約

・採択

1959年12月採択、1961年6月発効。

・締約国数

58カ国(2025年7月現在)

・内容

南極条約は南緯60度以南の地域に適用され、南極地域の平和的目的の利用(第1条)、科学的調査の自由と国際協力の促進(第2条、3条)、領土権主張の凍結(第4条)、査察制度(第7条)等を掲げる。

締約国の中でも、南極に基地を設ける等、積極的に科学的調査活動を実施している国(29カ国)は、南極条約協議国と称され、南極条約に基づき定期的に南極条約協議国会議を開催。日本も南極条約協議国として長年議論に貢献している。